

令和6年7月19日

【照会先】福島労働基準監督署

副署長 須田 裕太

第一方面主任監督官 藤本 幸男

(電話) 024-536-4611

報道関係者 各位

労働安全衛生法違反被疑事件を書類送検

- 移動式クレーンに係る作業計画及び統一的な合図を定めなかった疑い -

福島労働基準監督署（署長 荒徳彦）は、本日、下記の労働安全衛生法違反被疑事件を福島地方検察庁に書類送検した。

記

1 被疑者

- （1） 有限会社福相建設
所在地 福島県相馬郡飯舘村小宮字沼平 131 番地 1
同社 取締役副社長（男性、39 歳）
- （2） 株式会社本多組
所在地 福島県二本松市西勝田字七合畑 35 番地
同社 専務取締役（男性、63 歳）

2 違反条文（別紙参照）

労働安全衛生法違反

- （1）有限会社福相建設及び同社取締役副社長に対し、
労働安全衛生法第 30 条第 1 項第 6 号
労働安全衛生規則第 639 条第 1 項（クレーン等の運転についての合図の統一）
同法第 120 条第 1 号（罰則）
同法第 122 条（両罰規定）
- （2）株式会社本多組及び同社専務取締役に対し、
労働安全衛生法第 20 条第 1 号
クレーン等安全規則第 66 条の 2 第 1 項（作業の方法等の決定等）
同法第 119 条第 1 号（罰則）
同法第 122 条（両罰規定）

3 災害の概要

令和 5 年 12 月 8 日、有限会社福相建設が元請として施工する福島県相馬郡飯舘村飯樋の土木工事現場において、関係請負人（いわゆる下請事業者）株式会社本多組に派遣されていた労働者 A が移動式クレーンを用いてトラックに鉄板の積み込み作業を行っていたところ、トラックの荷台に下ろそうとした鉄板が、トラックの隣で作業をしていた労働者 B の体に接触し、その衝撃によりその場で転倒して、頸髄損傷の負傷をする災害が発生した。

4 事件の概要

- (1) 被疑者有限会社福相建設は、複数の関係請負人の労働者が移動式クレーンを用いてトラックに鉄板の積み込み作業を行うに当たり、当該移動式クレーンの運転についての合図を統一的に定め、これを関係請負人に周知させなければならなかったにもかかわらず、これを定めなかった疑い。
- (2) 被疑者株式会社本多組は、派遣労働者 A に移動式クレーンを用いてトラックに鉄板の積み込み作業を行わせるに当たり、移動式クレーンの転倒等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ、地形及び地質の状態、運搬しようとする荷の重量、使用する移動式クレーンの種類及び能力等を考慮して、移動式クレーンによる作業の方法について定めなければならなかったにもかかわらず、これを定めなかった疑い。

【関係法令】

労働安全衛生法

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
- 二～三 （略）

第三十条 特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。

- 一～五 （略）
- 六 前各号に掲げるもののほか、当該労働災害を防止するため必要な事項

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、（中略）の規定に違反した者
- 二～四 （略）

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十五条第一項、第三項若しくは第四項、第十五条の二第一項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第二十五条の二第二項（第三十条の三第五項において準用する場合を含む。）第二十六条、第三十条第一項若しくは第四項、（中略）の規定に違反した者
- 二～六 （略）

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則

第六百三十九条 特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われる場合において、当該作業がクレーン等（クレーン、移動式クレーン、デリック、簡易リフト又は建設用リフトで、クレーン則の適用を受けるものをいう。以下同じ。）を用いて行うものであるときは、当該クレーン等の運転についての合図を統一的に定め、これを関係請負人に周知させなければならない。

2 (略)

クレーン等安全規則

第六十六条の二 事業者は、移動式クレーンを用いて作業を行うときは、移動式クレーンの転倒等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ、地形及び地質の状態、運搬しようとする荷の重量、使用する移動式クレーンの種類及び能力等を考慮して、次の事項を定めなければならない。

- 一 移動式クレーンによる作業の方法
- 二 移動式クレーンの転倒を防止するための方法
- 三 移動式クレーンによる作業に係る労働者の配置及び指揮の系統

2 (略)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

第四十五条

3 労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に関しては、当該派遣先の事業を行う者を当該派遣中の労働者を使用する事業者と、当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業を行う者に使用される労働者とみなして、労働安全衛生法第十一条、第十四条から第十五条の三まで、第十七条、第二十条から第二十七条まで(中略)の規定並びに当該規定に基づく命令の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

(以下略)